

第 1 章

計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

第 2 節 小田原市の障がい者数の状況等

第 3 節 基本理念・基本目標と施策の体系図

第 4 節 おだわら障がい者基本計画の推進



第1節 計画策定の趣旨

1

計画策定の背景

● 国際的な動向

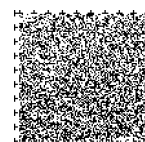
国際連合では、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」と定め、社会から全面的に障がい者に対する偏見と差別意識をなくし、障がい者が社会の一員として様々な分野で活躍し、生活の営みができる社会の実現を目指した取り組みを始めました。

また、国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)では、1993年（平成5年）から2002年（平成14年）までを「アジア太平洋障害者の十年」とし、障がい者への認識を高め、障がい者施策の質の向上を目指しました。この「十年」は、2012年（平成24年）まで延長されています。

こうした中で、障がい者の権利を保護するための国際的な条約の制定に向けた機運が高まり、2006年（平成18年）、国際連合は、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを約束する「障害者権利条約」を採択しました。

● 国の取り組み

日本では、1982年（昭和57年）に「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障がい者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定し、1992年（平

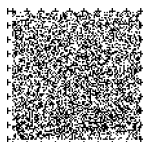


成4年)には、その後継計画として1993年度(平成5年度)からおおむね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」を策定しました。この新長期計画は、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と位置付けられ、この新長期計画に沿って「ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念」の下に障がい者施策が推進されました。

その後、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念」を継承するとともに、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、2003年度(平成15年度)から2012年度(平成24年度)までを計画期間とする新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施計画(障害者プラン)」を策定しました。

一方、少子高齢化の進展等に対応するための社会福祉基礎構造改革の中で、障害福祉サービスは、行政が必要なサービスを決定する措置制度に替えて、2003年度(平成15年度)には、障害福祉サービスについて、障がい者自身がサービスを選択する支援費制度に移行しました。さらに、2006年度(平成18年度)には、身体、知的、精神という障がいの種別ごとに分かれていたサービスの仕組みを一元化し、身近な市町村の役割が重視された障害者自立支援法が施行されました。

現在、国では、障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備を始めとする障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣に障がい者制度改革推進本部を設置し、障がい者制度改革推進会議においては、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を基本的な考え方として、障害者基本法の改正や障害者自立支援法に替わる新たな制度について検討しています。



● 県の取り組み

神奈川県では、国際障害者年で掲げられた理念の実現を図るため、1984年（昭和59年）に「障害福祉長期行動計画」を策定しました。

その後、1994年（平成6年）に障がい者の社会への完全参加と平等の実現に向け、障がい者施策の取組指針である「第二次障害福祉長期行動計画」を策定し、2004年（平成16年）には、それまでの長期行動計画に掲げられた目標を引き継ぎながら、障がい者を取り巻く環境や施策の変化に対応する新たな計画として、2004年（平成16年）から2013年（平成25年）までの10年間を計画期間とする「かながわ障害者計画」を策定しています。

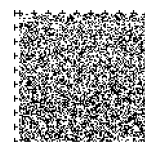
また、2006年（平成18年）に施行された障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（障害福祉計画）を策定するにあたり、神奈川県の障がい福祉の将来像について、県民、障がい者団体や市町村など関係機関と認識を共有するため、「かながわの障害福祉グランドデザイン」を同年に策定しています。

● 市の取り組み

本市では、1950年代から1960年代前半にかけて、障がい児者施設の建設や障がい者団体が設立され始めました。

1970年代には、施設、障がい者団体、教育、福祉行政の連携が進んだことにより、障がい者が暮らしやすい地域環境の整備が徐々に進み始め、1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を契機に、その環境は一層整備されてきました。

障がい者福祉についての計画に関しては、1998年度（平



成 10 年度) から 2010 年度 (平成 22 年度) までを計画期間とする本市の総合計画「ビジョン 21 おだわら」の中に盛り込んでいましたが、2000 年 (平成 12 年) に本市総合計画の個別計画として、また、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、障がいのある人もない人も住み慣れた地域や家庭で安心して生き生きと暮らせるようノーマライゼーションを理念とした「小田原市障害者計画」を 2000 年度 (平成 12 年度) から 2004 年度 (平成 16 年度) までを計画期間として策定しました。

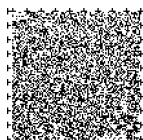
その後、計画期間の満了に伴い、ノーマライゼーションの理念を継承した「第 2 期小田原市障害者福祉計画」を 2005 年度 (平成 17 年度) から 2010 年度 (平成 22 年度) までを計画期間として策定しました。

また、2006 年度 (平成 18 年度) には、障害者自立支援法の施行に伴い、同法に基づく障害福祉計画として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「小田原市障害福祉計画」を策定しました。

一方、2009 年度 (平成 21 年度) には、障がい者だけでなく、高齢者や子育て家庭など、地域において何らかの支援を必要とする方々を、市民、事業者、行政が協力して互いに支え合う社会を目指して、小田原市ケアタウン構想を策定しました。

今回、2010 年度 (平成 22 年度) に「第 2 期小田原市障害者福祉計画」が計画の最終年度を迎えるため、これまでの障がい福祉制度の変革などを踏まえながらもノーマライゼーションの理念を継承した「おだわら障がい者基本計画」を 2011 年度 (平成 23 年度) から 2016 年度 (平成 28 年度) までを計画期間として策定することとしました。

なお、この「おだわら障がい者基本計画」には、障害者自立支援法に基づく「小田原市障害福祉計画」を個別計画として取り込むこととしました。



2

計画の概要

● 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第9条第3項により策定が義務付けられた「市町村障害者計画」であるとともに、2011年度（平成23年度）からスタートする「おだわら TRY プラン（第5次小田原市総合計画）」の個別計画として位置付けられるものです。

また、第3章（別冊）の「小田原市障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条第1項により策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」を本計画の個別計画として取り込んだものです。

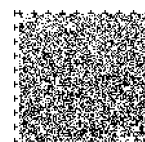
したがって、計画の内容については、国の「新障害者プラン」、県の「かながわ障害者計画」、本市の「おだわら TRY プラン」と整合性を有するものとなります。

● 計画の期間

この計画は、「おだわら TRY プラン」の基本計画との整合性を図るため、計画期間を2011年度（平成23年度）から2016年度（平成28年度）までの6年間とします。

なお、第3章（別冊）の「小田原市障害福祉計画」は、全国的に計画期間が統一されており、計画期間は2009年度（平成21年度）から2011年度（平成23年度）となっています。

「小田原市障害福祉計画」の改定に当たっては、本計画の中の第3章（別冊）の部分を見直すこととします。

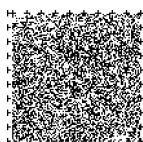


第1章 おだわら障がい者基本計画の策定にあたって

(年度)													
2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
		ビジョン 21 おだわら後期基本計画 平成 17～22 年度						おだわら TRY プラン基本計画 平成 23～28 年度					
		第 2 期 小田原市障害者福祉計画 平成 17～22 年度						おだわら障がい者基本計画 平成 23～28 年度					
		小田原市障害福祉計画 平成 18～20 年度		小田原市障害福祉計画 平成 21～23 年度									
【国】新障害者プラン 平成 15～24 年度													
重点施策 5 か年計画 平成 15～19 年度						重点施策 5 か年計画 平成 20～24 年度							
【県】かながわ障害者計画 平成 16～25 年度													

● この計画の対象となる障がい者

この計画の対象とする障がい者は、障害者基本法第 2 条に定める身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方とし、発達障がい、高次脳機能障がいのある方を含むものとします。



第2節 小田原市の障がい者数の状況等

1

小田原市の人口の状況

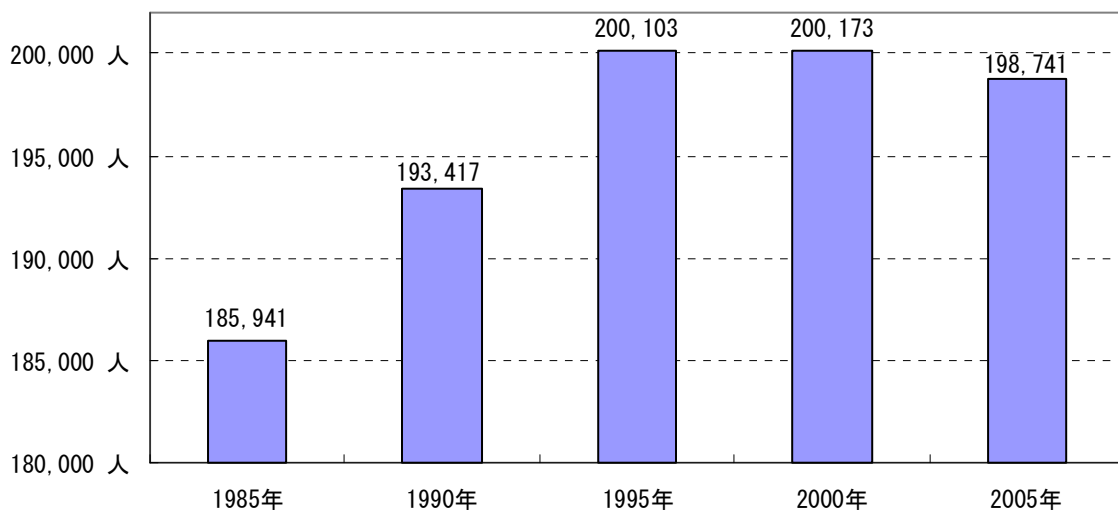
本市が市制を施行した1940年(昭和15年)12月の人口は、54,699人でした。

その後、周辺の町村との合併期、高度経済成長期や石油危機後の景気回復期などを経て着実に人口を伸ばし、1995年(平成7年)の国勢調査では、20万都市の仲間入りを果たしました。

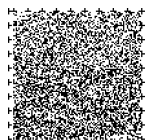
しかし、1999年(平成11年)をピークに人口の減少傾向が続いており、2010年(平成22年)4月現在の本市総人口は、198,429人(78,457世帯)となっています。

「おだわらTYRプラン」においては、人口の減少とあわせて、少子高齢化傾向が今後も続くものと予想しています。

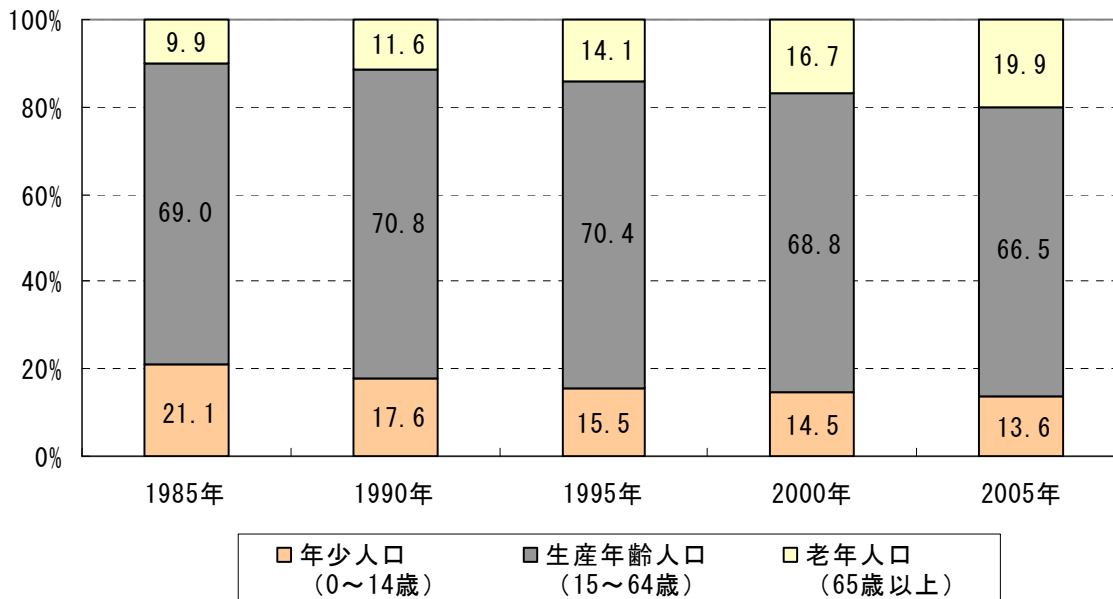
総人口の推移



(国勢調査結果より)



年齢区分別人口割合の推移



(国勢調査結果より)

2

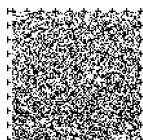
障がい児者数の状況

● 障がい児者数について

2010年(平成22年)4月1日現在の本市の障がい児者数は、8,374人(本市総人口の約4.2%)で、この内訳は、身体障がい児者(身体障害者手帳所持者)が6,366人、知的障がい児者(療育手帳所持者及び知的障害者更生相談所等で知的障がいであることの判定を受けている方)が1,408人、精神障がい児者(精神障害者保健福祉手帳所持者)が600名となっています(重複障がいの方はそれぞれの障がいに含む)。

また、精神障がい者に関しては、1,766人の方が自立支援医療(精神通院医療)の対象となっており、これを含めた障がい児者数は9,540人(本市総人口の約4.8%)となっています。

障がいの種別ごとに年齢構成を比較すると、身体障がい者の



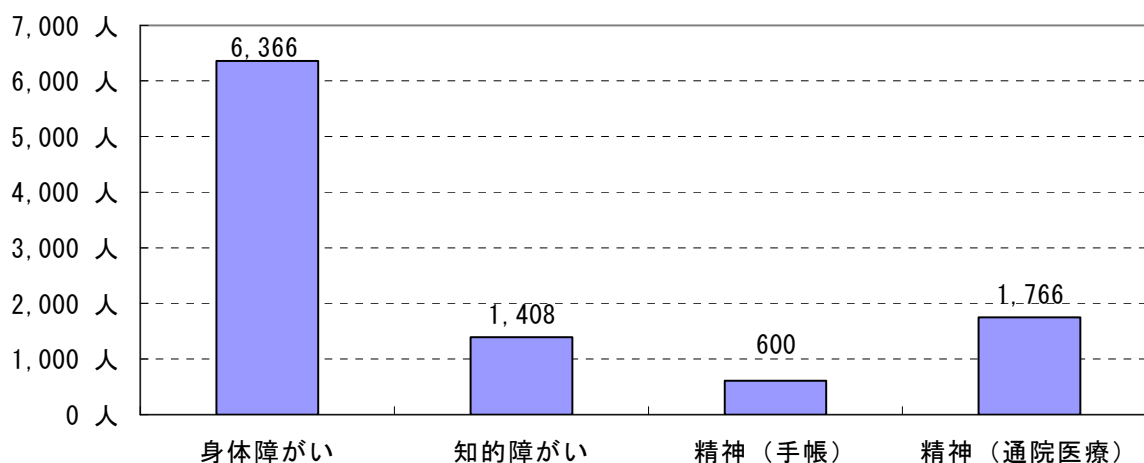
約 68% が 65 歳以上の高齢者となっており、この傾向は、今後
も続くと思われま

す。
知的障がい者については、他の障がいと比較すると年少人口
が多くなっています。また、本市総人口における年齢区分別の
人口割合と比較すると概ね同じような人口構成となっていま
すが、老年人口が少なくなっています。

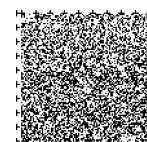
また、精神障がい者については、約 90% が 15 歳から 64 歳ま
での生産年齢層となっており、現代社会が抱える競争社会の問
題などが影響していると考えられます。

なお、国の福祉行政報告例及び衛生行政報告例によると、
2009 年 3 月末（平成 21 年 3 月末）の障がい児者数は、身体障
がい児者（身体障害者手帳所持者）が 5,031,683 人、知的障が
い児者（療育手帳所持者）が 785,720 人、精神障がい児者（精
神障害者保健福祉手帳所持者）が 482,905 名で、人口の約 4.9%
となっています。

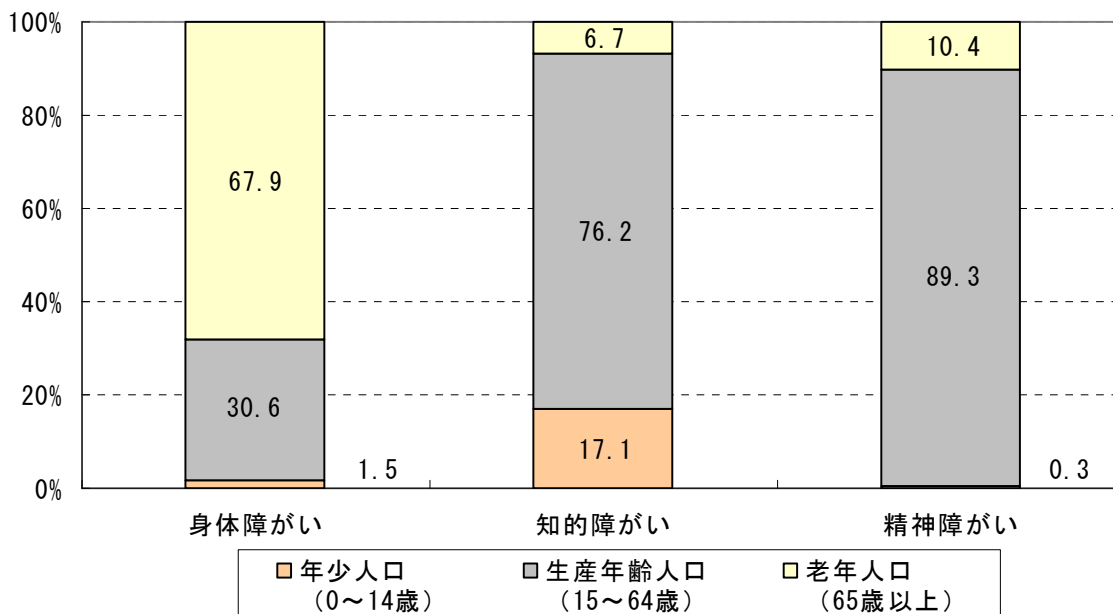
2010年（平成22年）4月現在の本市障がい児者数



（障がい福祉課調べ）



障がい種別ごとの年齢構成の割合



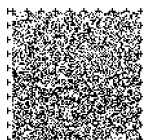
(障がい福祉課調べ)

● 身体障がい児者数の現状

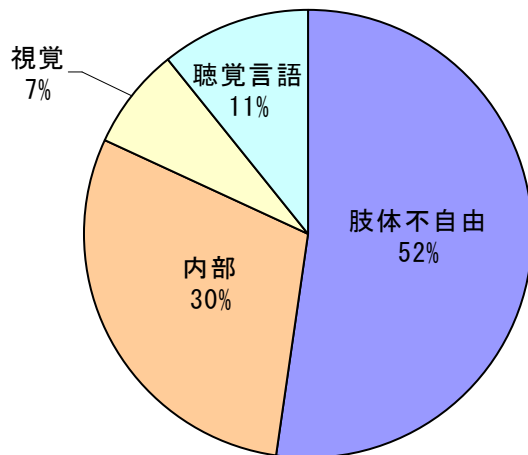
2010年(平成22年)4月1日現在の本市の身体障がい児者(身体障害者手帳所持者)は6,366人となっており、このうち約68%を65歳以上の高齢者が占めています。

障がい部位ごとでは、肢体不自由が3,325人と最も多く、内部障がい1,897人、聴覚・言語障がい693人、視覚障がい451人の順となっています。

また、1990年と2010年の身体障がい者数を比較すると、全体では約1.8倍の増加となっており、中でも内部障がい者が約3.3倍と大幅に増加しています。

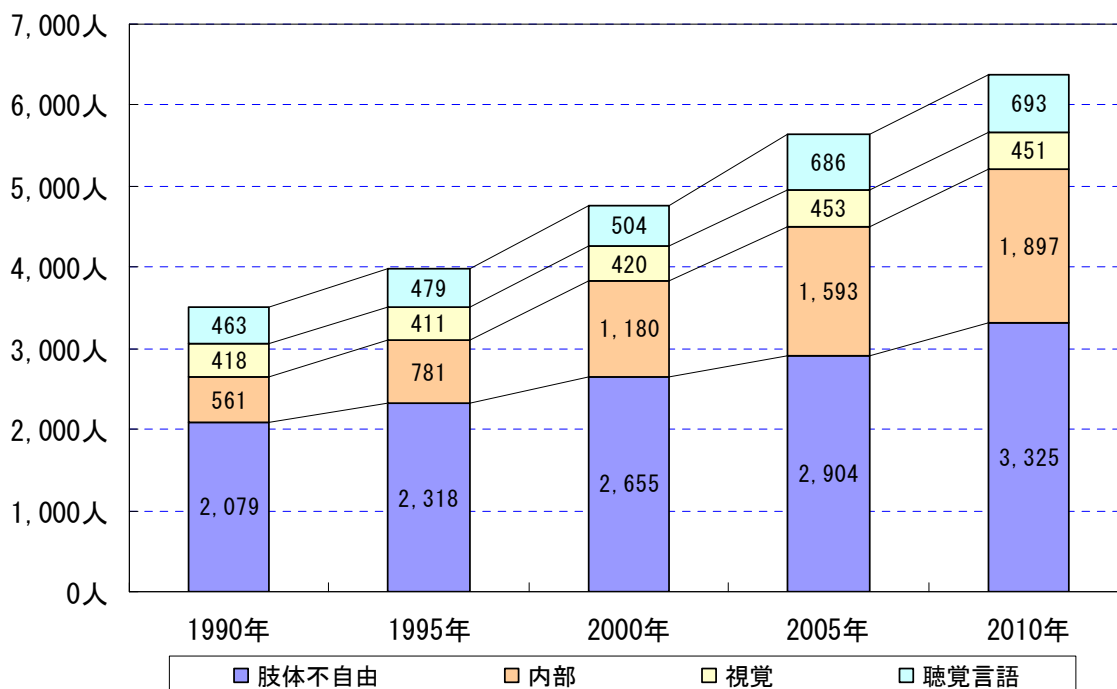


障がい部位ごとの身体障害者手帳所持者の割合

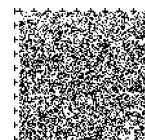


(平成22年4月1日現在：障がい福祉課調べ)

身体障害者手帳所持者の推移



(各年4月1日現在：障がい福祉課調べ)



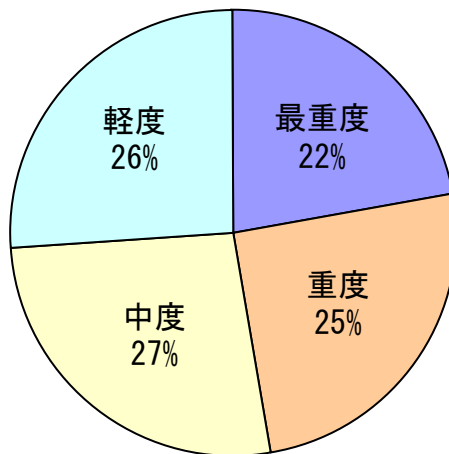
● 知的障がい児者数の現状

2010年（平成22年）4月1日現在の本市の知的障がい児者（療育手帳所持者及び知的障害者更生相談所又は児童相談所で知的障がいであることの判定を受けている方）は、1,408人となっています。

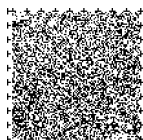
障がいの程度別に見ると、最重度の方が313人、重度の方が352人、中度の方が377人、軽度の方が366人となっており、また、最重度の方については、約半数の方が肢体不自由などの身体障がいとの重複障がいとなっています。

なお、1990年と2010年の知的障がい児者数を比較すると、全体で約2倍に増加しており、今後も、この傾向が続くものと思われま

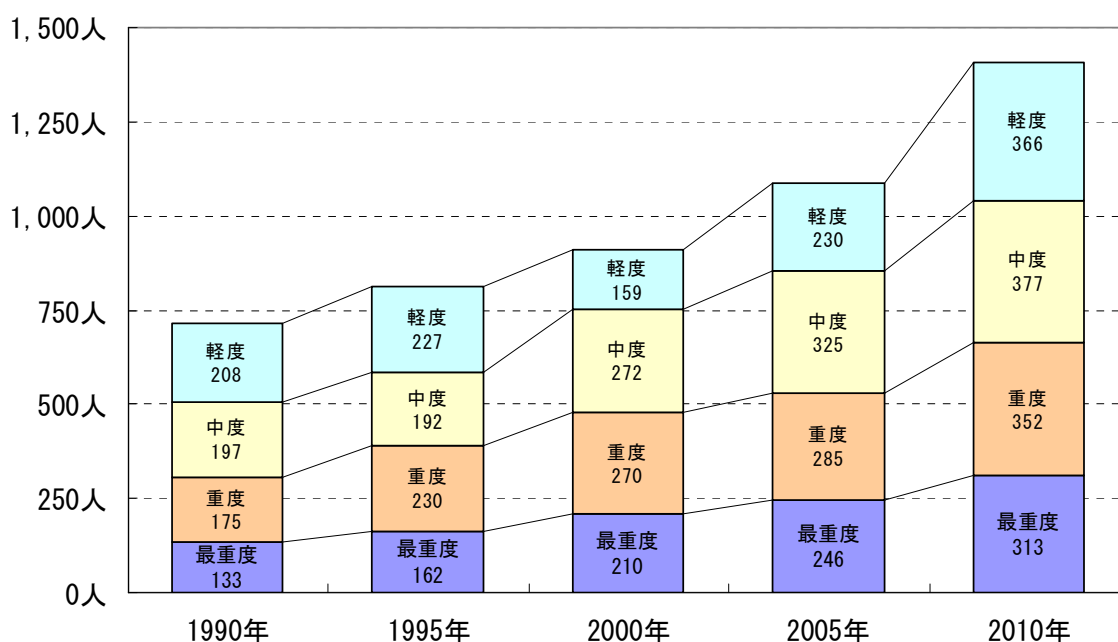
障がい程度別の知的障がい児者数の割合



（平成22年4月1日現在：障がい福祉課調べ）



知的障がい児者数の推移



(各年 4 月 1 日現在 : 障がい福祉課調べ)

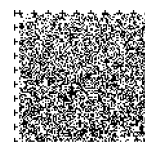
● 精神障がい児者数の現状

2010年(平成22年)4月1日現在の本市の精神障がい児者(精神障害者保健福祉手帳所持者)は、600人となっています。

障がいの等級別に見ると、1級の方が90人、2級の方が356人、3級の方が154人となっています。

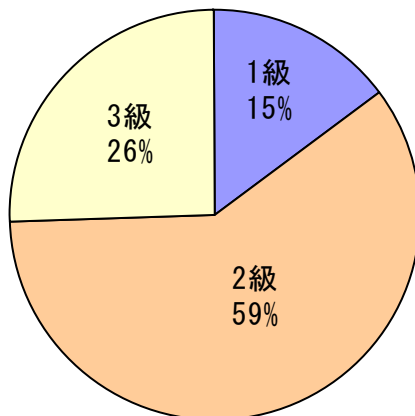
また、精神障害者保健福祉手帳の申請窓口が都道府県から市町村に移管された2002年度(平成14年度)と2010年度(平成22年度)の4月1日現在の手帳所持者数を比較すると、全体で約3倍に増加しています。

精神障害者保健福祉手帳制度は、1995年(平成7年)に創設された制度ですが、手帳の申請窓口が都道府県から市町村に移管されて以降、手帳の所持者数は大幅に増加しています。また、自立支援医療(精神通院)の受給者数も増加傾向にあり、



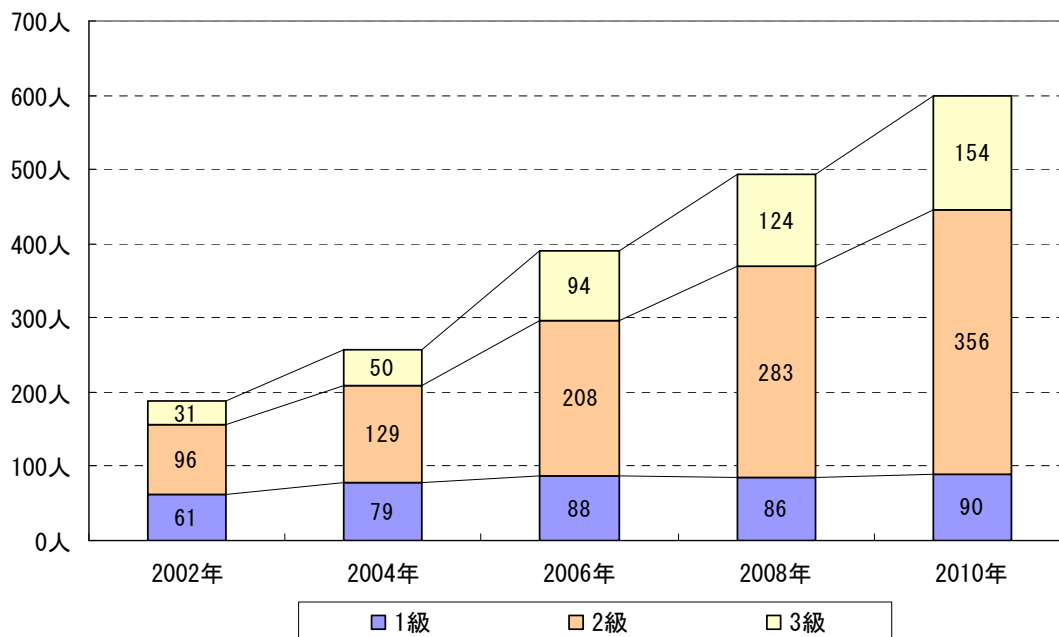
2003年（平成15年）4月1日現在の通院医療費公費負担制度（障害者自立支援法が施行される前の制度）の利用者が1,183人であったのに対し、2010年（平成22年）4月1日現在の利用者は1,766人となっており、約1.5倍に増加しています。

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の割合

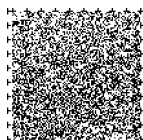


（平成22年4月1日現在：障がい福祉課調べ）

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



（各年4月1日現在：障がい福祉課調べ）



第3節 基本理念・基本目標と施策の体系図

1

基本理念

障がいのある人もない人も共に生きる社会こそ、あたりまえの社会であるという「ノーマライゼーション」の考え方は、社会全体の認識になっています。

しかし、依然として、障がい者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）の解消や、障がい者自身の社会的・経済的な自立を促進していかなければならないという課題は残っています。

障がい福祉施策の大きな流れは、障がい者本人の意向を尊重し、生活の場を施設から地域社会へと移していく方向にあります。そのためには、地域社会のすべての人が、互いに支え合う地域福祉の考え方を理解し、実践していくことが必要です。

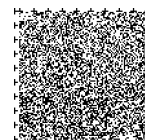
「ノーマライゼーション」の理念を理解し、理想的な地域福祉を築き上げるためには、すべての人が「人」としての尊厳を認め合い、また、社会の中では、いろいろな人が共に生活しているという「人の多様性」を認め、誰もがそれぞれの地域で生きがいを持って暮らしている社会とすることが大切であると思われまます。

そこで、この計画の基本理念を、

「誰もが生きがいを持ち

互いに支えあうケアタウン おだわら」

と定め、歴史と風土に培われた「人」と「人とのつながり」を大切



にする、小田原の心を生かした小田原らしい障がい福祉の充実を目指し、市民と協働して、本市の障がい福祉施策を発展させていきたいと考えます。

2

基本目標

基本理念を達成するため、次の4つの基本目標を設定しました。

● 豊かな暮らしの基礎づくり ～日常生活の支援～

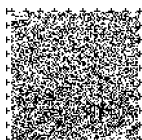
障がい者が自分にあった生活を送ることができるように、住まいの場の拡充を図るとともに、福祉、医療等のサービスの充実を図ります。また、サービスに関する情報を容易に得ることができるようにするとともに、その利用等についての相談も気軽に受けられるよう、相談支援体制等の充実を図ります。

● 生きがいのある暮らしづくり ～社会参加の支援～

障がい者が生きがいを持って生活できるよう、障がい者の雇用・就労の支援の拡大を図るとともに、障がい者の社会参加活動の機会の充実を図ります。

● 心あたかな地域社会づくり ～地域福祉の取り組み～

障がい者が地域社会の一員として暮らせるように、地域住民の支え合いの気持ちを育み、ボランティア活動の促進に努めます。また、障がい者が地域社会に積極的に参加できるように、障がい者や障がい者団体の活動を支援します。



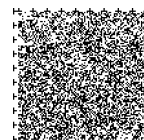
● バリアフリーのまちづくり ～社会環境の整備～

障がい者が安全に暮らせるまちであるように、道路や公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、教育の場などにおいて、ノーマライゼーション理念や障がい特性について啓発し、心のバリアフリーの推進を図ります。



このマークは、障がいを持つ方々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す国際シンボルマークです。

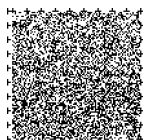
1969年に国際リハビリテーション協会により、障がいを持つ方々が住みやすいまちづくりを推進する目的で採択されました。(色は、青地に白抜きです。)



3

施策の体系図

基本理念	基本目標	施策分野	取り組み
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリーのまちづくり ● 心あたたかな地域社会づくり ● 生きがいのある暮らしづくり ● 豊かな暮らしの基礎づくり <p>〈社会環境の整備〉</p> <p>〈地域福祉の取り組み〉</p> <p>〈社会参加の支援〉</p> <p>〈日常生活の支援〉</p>	<p>1 広報・ 権利擁護</p>	<p>1 啓発活動の充実 2 相談支援の充実 3 権利擁護の充実</p>
		<p>2 生活支援</p>	<p>1 利用者本位の生活支援体制の整備 2 在宅福祉サービスの充実 3 住まいの確保 4 経済的な支援 5 スポーツ・文化活動の支援 6 自立活動の支援 7 ボランティア活動の活性化</p>
		<p>3 生活環境</p>	<p>1 道路、建築物等のバリアフリー化 2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化 3 防災、防犯対策の推進</p>
		<p>4 教育・療育</p>	<p>1 早期発見・早期療育体制の充実 2 継続性のある支援体制の整備 3 障がい児保育・教育の充実</p>
		<p>5 雇用・就労</p>	<p>1 障がい者雇用に関する理解の啓発 2 就労相談、就労支援体制の整備 3 就労の場の拡大</p>
		<p>6 保健・医療</p>	<p>1 障がい原因となる疾病等の予防 2 障がいに対する保健、医療サービスの充実 3 精神保健・医療施策の推進</p>
		<p>7 情報・コミュニケーション</p>	<p>1 情報バリアフリー化の推進 2 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実</p>



第4節 おだわら障がい者基本計画の推進

1

計画の推進

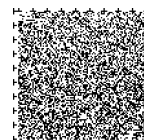
● 計画の推進体制

この計画は、障がい者の生活全般を対象としたものですので、その取り組み分野は、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。また、この計画の基本理念を達成するためには、ケアタウン構想や地域福祉計画と連携して取り組んでいく必要があります。

このため、この計画の推進にあたっては、福祉健康部が中心となり、市民、市社会福祉協議会、障がい者、障がい者関係団体、事業者、地域障害者自立支援協議会、国・県など、多くの方々の連携や協力を図りながら、全庁的な体制で取り組んでいきます。

● 障がい者基本計画の進捗状況の調査・把握

この計画の取り組みについては、障がい福祉課が中心となり、関係部局・機関に対し調査を行い、進捗状況を把握することとします。また、その結果については、ホームページ等での公表に努めます。



2

国・県への要望

障がい者が地域社会において、自立した生活を送るためには、在宅福祉サービス施策の充実とともに、十分な所得保障が確立されるなど、社会的、経済的に安定した状態を築くことが重要であり、国や県が果たすべき役割も多くあります。

国の障がい福祉施策は目まぐるしく移り変わっており、現在も障害者基本法の見直しや障害者自立支援法に替わる新たな制度の検討が行われています。これらの見直しが、障がい者の暮らしの安定につながるよう、国や県に対し、積極的に働きかけを行ってまいります。

- ◆ 見直しが続いている障がい者福祉制度について、早期に安定した制度を構築し、介護保険制度や医療保険制度など、他の社会福祉制度等との整合性が取れた制度とするよう要望します。
- ◆ 障がい者の自立生活や社会参加を促進するため、安定した経済的基盤を確立できるよう、各種年金・手当等の所得保障制度の充実について、引き続き要望します。
- ◆ 障がい者が住み慣れた地域社会で安心して生活できるよう、ケア付住宅などの住環境、交通環境や道路などの都市環境をはじめ、視覚・聴覚障がい者の情報環境など、ユニバーサルデザインを取り入れた都市・社会環境整備の推進に対する支援を要望します。
- ◆ 国の「障害者プラン」、県の「かながわ障害者計画」の着実な推進と、市町村の地域生活支援事業等に対する財源の確保について、引き続き要望します。

